

# 郷土室だより

## 八町堀襪記ざつ き 四

安 藤 菊 二

### 4 続大名屋敷と旗本屋敷

#### ○『江戸雀』の八町堀案内

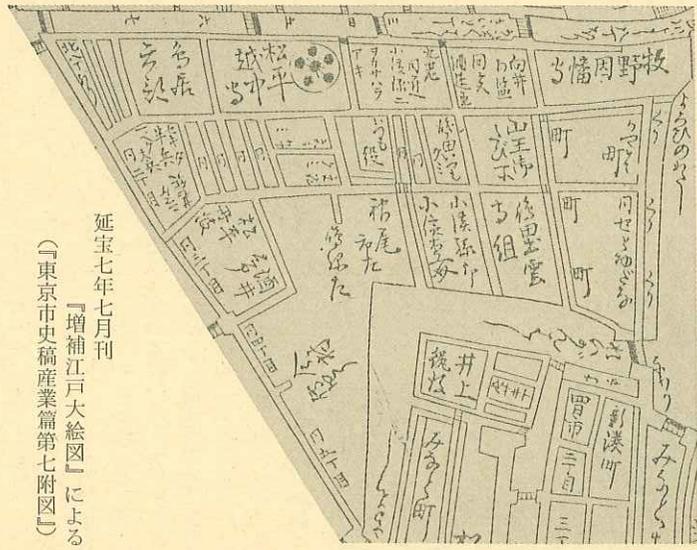
地誌で興味深いのは、延宝五年に刊行された『江戸雀』が、地区の武家屋敷を歩きながら記述していて、それが当然のことながら、延宝七年刊行の『増補江戸大絵図』と一々符合するのが興味深い。すなわち『江戸雀』の記す所は次のごとくである。

△戸越橋より北八丁堀、稻荷橋、靈巖橋、将監橋、江戸橋まで之内屋敷町小路之事一、江戸橋此所に借船有、土手まへに四日市広小路中道通に、いろ／＼うり物有し、日々此所へ持出ているとみとす。すぐ道本材木町壱丁目より八町目まであり、行あたり左戸越橋なり。右之町に諸商人諸職人有之かし端なり、小橋あり。但壱丁目／＼に一ツつ橋八ツ有、材木町壱丁目将監橋を渡り向へ越、牧野佐渡守殿橋のまへ右、向井将監殿それよりすぐ道へゆかず南へかし通、間宮造酒之助殿よこに道有、前のかし通左、九鬼式部殿小浜孫三郎殿小笠原安芸守殿、よこてに道あり、前のかし通南へ行ば左、松平越中守殿前に橋あり越中橋とい

ふ。越中殿やしきを過て横手に道あり、前の通南へかし通を行ば、鳥井兵部殿よこてに町少し有、兵部殿まへに材木町へ橋あり。南へ行あたり八町堀なり。是まで以上八町也。石をあきなふ。北八町堀二丁目より五丁目まであり。行あたり高橋、右にいなり橋あり。いなりの宮有。四丁目と五丁目との間に、今村伝三郎殿やしきあり。

一、北八丁堀壱丁目と二丁目の間よりかやば町まで道通有。北へ行に右、前田左兵衛殿日向半右衛門殿よこや左、鳥井兵部殿うら長屋、右宮崎若狭守殿組六ヶ所あり。左松平越中守殿裏長屋、島田出雲守殿組五ヶ所、左小笠原安芸守殿小浜孫三郎殿九鬼式部殿裏長や、間宮造酒之助殿、向井将監殿此衆やしき尻なり。右島田出雲守殿と堀きはに山玉御たび所あり。左牧野佐渡守殿裏門、是まで七町。右手に道あり、東へ行にかやば町壱丁目二丁目までかし端也。此所に薬師堂あり。行あたりれいがん橋へ出る。

一、北八丁堀三丁目四丁目の間より北へ道あり。此通壱町の余行あたり秋田淡路守殿、それより西へ行に右、溝口左近殿、左加賀井兵部少殿つき松平丹後守殿是まで壱町、左右に道あり。



延宝七年七月刊  
『増補江戸大絵図』による  
〔東京市史稿産業篇第七附図〕

波守殿よこや溝口左近殿入込、島田五郎兵衛殿神尾市左衛門殿、左り島田出雲守殿組、但し堀ばた、それより北へ行に小橋わたりて右、小浜左殿同孫三郎殿つづき、島田出雲守殿組又一ヶ所あり。左り山王おたび所行あたり小橋あり。渡れば左右に道有此間六町なり。

八丁堀棟記一、一頁に示した「武州豊嶋郡江戸庄園」の左端上部に「嶋田彈正下やしき」と記してある。位置は明治大正昭和初期までの「本八丁堀一丁目」現在の「八丁堀四丁目三〜一三番地」辺に当る。

○嶋田彈正

嶋田氏はもと土岐を称し、満貞の時嶋田と改めた。六世の孫利正は、幼名を兵四郎・長四郎・次兵衛などと称した。「寛政重修諸家譜」に、

台徳院殿(秀忠)につかへたてまつり、慶長五年小山をよび真田陣に供奉す。九年御使番となり、十三年御歩行士を預る。十八年町奉行にすゝみ、寛永二年正月朔日、従五位下彈正忠に叙任し、十二年にこふて剃髪し幽世と号す。これよりさき三千石を加増ありて、すべて五千石を知行し、十八年三月、加恩の地三千石を

武蔵国入間比企三郡のうちとうつきる。十九年九月十五日死す。年六十。法名幽也。

と記してある。邸地の南東、本材木町に渡る橋を「彈正橋」と称するのは、嶋田彈正の屋敷が存したによるのであるうか。

○柳生家上屋敷

昔時北八町堀、現在兜町

柳生家は、宝永三年一〇月、北八町堀の間宮造酒之丞上げ屋敷を拜領し、享保一〇年二月上地して木挽町へ去った。この地にあること二〇年だった。坪数は、二、四六五坪。

屋敷書抜、宝永三年十月廿五日渡。

柳生彦右衛門元役屋敷上ヶ地、北八丁堀式千四百六拾五坪。柳生備前守。

府内沿革図書、享保十巳年柳生備前守屋敷被三石上二、坂本町地尻明地え統、火除明地植溜溜等二成。

(市史稿市街篇四九七〜一九頁)

○田村左京亮屋敷

開藩三万石。「府内備考総説及年録」に「寛文元年六月十二日、八丁堀法恩寺之跡、不<sub>レ</sub>残田村左京亮」と藩邸沿革にある。(市四九一三六七) 八丁堀二丁目と三丁目にわたる地域に当る。上地年月は不詳。

○松平越中守邸

(現在八丁堀二丁目内)

美濃国大垣城主松平定綱<sub>中守</sub>が、北八丁堀の楓川沿いに邸地を拜領したのは寛永十二年の春のことだという。一書に、八丁堀屋敷は、元蒲生下野守の中屋敷だった所で、往古江戸絵図下野殿橋外に「松平中務<sub>忠知</sub>中屋敷」と記すものがこれで、承応江戸図に「松平越中」と記してある。(市五一〇)

面積は寛政六年当時、九三〇一坪。内河岸地は六八五坪であった。

松平越中守の本姓は久松氏である。

久松氏は家祖定綱以来しばしば

封地を転じ、文政六年定永の時

勢州桑名に復封した。「列藩要鑑」に

桑名藩勢州桑名

松平越中守

定敬十一万石

松平氏本姓は久松氏なり。

定綱を以て祖となす。定綱は久松隠岐守

定勝の三男なり。慶長九年

松平定信肖像

三上参次博士著「白河楽翁公と徳川時代」巻頭写真による



新に五千石を賜はりて下繪山川に居り、松平氏を賜ひ越中守と称す。十四年一万石を加封され初めて侯籍に列す。元和年間大坂の役の功を以て一万五千石を加増され常州下妻に移る。五年二万五千石を加へ、遠州掛川に移封し、寛永二年更に一万石を加へ、山城に転封して淀を治む。後京都守護職となり、十年二万石を加封されて大垣城に移治し、十一年又二万五千石を加へ、勢州桑名に移り万封を併せて十一万石に至る。宝永七年定重高田城に転封し、寛保中定

賢奥州白河に移封し、天明七年其孫定信幕府の老中に補し、頗る治績を挙げ、後退隠して楽翁と号す。文政六年子定永復桑名に復封す。後三世定敬に至て維新に会し、明治元年定敬王師に抗して官位を褫奪され、次で釈されて蟄居し、弟定教特旨を以て家督を賜ふ。二年九月桑名藩知事に任ぜらる。

寛政改革の立役者松平定信が八町堀の邸地に居住しておられたことに私は注目する。公の事蹟はすでに語り尽くされているが、だからといって、除外して語らぬわけにもいかない。幸い手許に、昭和四年六月一日公の一四〇回忌辰に当り、江東区白河町霊岸寺境内、楽翁公の霊域で催された講演会の記録が存するので、その初めの部分を引用させていただく。講演者は東大史料編纂所の吉田常吉先生である。

○白河松平家。楽翁公は宝暦八年（一七五八）十二月、田安宗武卿の三男に生まれた。八代將軍吉宗の孫に当たる。安永三年（一七七四）三月、楽翁公十七才の時、幕命により奥州白川藩主松平越中守定邦の養子となり、天明三年（一七八三）十月、養父定邦隠居のあとを受けて、二十六才で白河十一万石九代の藩主となった。

それから四年後の天明七年（一七八七）六月、楽翁公は早くも老中筆頭に挙げられ、寛政五年（一七九三）七月老中を免ぜられるまで、十一代將軍家斉のもとで六年間、年齢で言えば三十才から三十六才までの壮年期をいわゆる「寛政の改革」に精魂を傾けたのである。

楽翁公が継いだ白河松平家は、徳川家康の縁のつながる名家であった。すなわち家康の異父弟に伊勢桑名十一万石を領する藩主に松平隠岐守定勝があり、定勝に三人の男子があった。長男は早世し、次男が家督を継ぎ、のち伊予松山十五万石に転封した。三男が定綱で、これが白河松平家の始祖となる方である。したがって白河松平家は、御三家は別とした徳川家の分家に当たり、家門と称する名家であった。

始祖の定綱は、下総山川・常陸下妻・遠州掛川・山城淀・美濃大垣と転々と封を移し、最後は寛永十二年（一六三五）七月、伊勢桑名十一万石に封ぜられた。思うに桑名の地が東海道に当る関係から、とくに抜んでられたと言われている。ついで三代定重の時、宝永七年（一七二〇）に越後高田に転封、四代定達、五代定輝・六代定儀の三代をへて、

七代定賢の寛保元年（一七四一）十一月、奥州白河十一万石に転じた。その次の八代が定邦で、楽翁公の養父である。（中略）楽翁公は文化九年（一八二二）四月、五十五才で隠居を許され、嫡子の定永に家督を譲り、定永が白河松平家十代を継いだ。この定永の時、文政六年（一八二三）三月

伊勢桑名に転封した。すなわち藩祖定綱の旧領に国替となり、爾來転封することなく、もって幕末におよんだ。したがって、奥州白河の治世は八十年余りであった。転封六年後の同十二年五月十三日（一八二九年六月一日）楽翁公は、七十二才で逝去した。（以下省略）

公の歿した文政十二年春江戸に大火があつて、定信の三邸みなその前後に焼失して、兄の子なる松山侯定通の邸に寄寓しておられたが五月十三日の曉卒去されたのである。文政一二年の佐久間町火事については、記事が多いので、別稿「八丁堀の火事」で記すこととする。○北八丁堀の松平越中守上屋敷のことは「藩邸沿革」で未調査に終わったので詳しいことは知り難いが、明治二年六月十九日、松平越中守上ヶ屋敷の内、三、九三三坪を家作共、願之通徳島藩へ下賜（市四九一八四）。明治六年町地

に編入されて松屋町一丁目となり、大正十二年大震災後の区画整理に伴う町名変更により西八丁堀二丁目と改り、昭和四十五年以降八丁堀二丁目内に入った。一番地から九番地にいたる地域がその旧地に当る。

○現在の八丁堀一丁目二丁目の東部、昔地蔵橋の架っていた堀割の南から、本八丁堀三、四、五丁目にかけての地域の沿革については、『御府内沿革図書』八丁堀之内の説明に次のようである。

北之方道向より地蔵橋通入堀迄之内、溝口左近・島田五郎兵衛・神尾市左衛門屋敷有之、右屋敷々々南之方本八丁堀四丁目・五丁目町屋北続今村彦兵衛・秋田淡路守屋敷有之。一、元禄年中之頃、本八丁堀寺町目并同続松屋町間有来道敷三ヶ所共相止、地続之町屋二成、前書今村彦兵衛屋敷は年月不知割屋敷二成、西之方喜多見美濃守、東之方稲葉石見守屋敷被下、同三年八月右両人屋敷被召上、美濃守上ヶ地は幸町、石見守上ヶ地は日比谷町、右両町代地被下町屋出来云々。この辺が元禄の頃の屋敷替で大きく変わったことは、ここに示す『沿革図書』によって知られるであらう。



職を辞し、寄合に列す。十四年十二月十二日致仕し、隠栖の料五百石をたまはる。宝永四年九月六日死す。年八十一。法名宗円。深川雲光院に葬る。後代々葬地とす。妻は松平豊前守勝義が女。

○島田五郎兵衛

嶋田彈正の一族で、嶋田新三郎直正の二男直盛の興した家である。『寛政重修諸家譜』に

(嶋田)・直盛十五衛門、五郎兵衛、嶋田新三郎直正が二男、母は某氏。

延宝二年九月十一日はじめて厳有院に拜謁し、三年七月十一日父が遺跡三河国設楽郡のうちにして五百石をわかちたまはり小普請となり、四年四月二十六日御小性組に列し、元禄九年十二月二十二日年ごろの精勤を賞せられ、黄金五枚を賜ふ。十二年死す。法名是休。設楽郡野田村の法性寺に葬る。後代々葬地とす。

と記す。直盛の後直忠・直知・直充と養子が家を継いだが、直充は元禄一年三月一九日遺跡を継ぎ、宝永元年五月御書院番となり、正徳元年十月二日歿し、嗣なくして家は断絶した。

○秋田、淡路守・采女

秋田城主秋田氏は、応永中陸奥国卒

土浜を出て、出羽国秋田の湊を領した秋田太郎鹿季に興る家筋で、十代の後胤実季は関原合戦の後、秋田の城地を転じて常陸国宍戸城を賜い、茨城郡宍戸庄において五万石を領した。実季の子俊季に二男二女あり、盛季その跡を継ぎ、二男季久は別に一家を興した。八丁堀に邸地を賜うたのは、この秋田季久である。『寛政重修諸家譜』に

○秋田季久無之丞、右衛門、淡路守、從五位下

秋田河内守が二。母は松平伊豆守信吉が女。

慶安二年五月十四日父が遺領陸奥国田村郡の内にして五千石の地を分ち賜ふ。時に六月十日はじめて大猷院殿に拜謁し、のち厳有院殿の御小性を勤め、其後申奥に候す。万治元年閏十二月二十七日從五位下淡路守に叙任し、元禄六年九月十五日御小性組の番頭に進む。宝永元年八月七日職を辞し、寄合となり、四年六月二十日死す。年六十九。法名義空。品川東海寺の女性院に葬る。のち代々の葬地とす。妻は九鬼式部少輔隆季が女。

○季品初季豊、万太郎、采女。母は隆季が女。

延宝三年十月七日はじめて厳有院殿にまみえたてまつる。十四年宝永四年八月二十一日遺跡を継ぎ、正徳元年十二月九日死す。年五十。法名紹幽。

妻は朽木周防守植武が女。

○今村彦兵衛

前記『沿革図書』の延宝年間図に、今村彦兵衛の名がある。今村家は古くは河村を称し、河村義秀・盛秀・秀家まで河村を称し、秀村から今村を称している。しかし、その子重秀、孫秀通、ひ孫勝長にいたるまでの世系は詳らかでない。

○彦兵衛勝長は、清康・広忠、それに家康に歴任し、しばしば弓勢をもって名を現わした。一八年お入国の時はすでに老いて致仕し、随行することはできなかつたけれども、昔時の勲功をおぼしめされて、武蔵国の内小塚原において采地を賜り、諸役を許さる。慶長五年五月死す。法名法善。岡崎の善立寺に葬る。と『重修諸家譜』にある。

勝長の子重長(彦兵衛)は、家康に近侍して戦功を勳み、元和二年伊豆国加茂郡において二、三〇〇石を知行、寛永四年五月五日死す。下谷の善立寺に葬り、のち代々の葬地とする。

重長の後、正長(伝四郎)・正成(伝三郎)・某(助十郎)と継いだが、助十郎は寛文四年(一六六四)十二月十日遺跡を継ぎ、後早世したので采地は公収せられた。

ところで、『武江年表』天和二年(一六八二)九月の条に

○青山権太原長禪寺に、古銅仏阿弥

陀像を安置す(応永十四年と彫りたり)。昔本願寺の内にありしを、大坂城中へ移されしが、落城の後江戸へ持ち来り、今村某が八丁堀の屋敷にありしを、当時依念和尚に約して、今年九月送る也とぞ。と記載がある。八丁堀の今村某というのは、この今村彦兵衛家のことかと思う。

○酒井兵部

八丁堀図の元禄享保図に載る酒井兵部は、酒井備後守忠利(川越城主、三万七千石)の二男忠吉の次男忠経であろう。『寛政重修諸家譜』(完成会本第二三六頁)に、

初忠信、牛之助、兵部。致仕号悠遠。母は上におなじ。

寛永十七年、初めて大猷院殿に拜謁す。時に十、二十年十月厳有院殿に附属せられて御小性となり、慶安二年四月日光山にまうで給ふにしたがひたてまつり、このとき御紋時たる御鞍を賜ふ。三年九月四日御徒の頭に転じ、粟米五百俵を賜ふ。四年八月十六日布衣を着する事をゆるされ、十一月二十一日粟米三百俵を増賜はる。万治元年三月五日務を辞し小普請となり、寛文二年十一月二十五日家を継ぎ、さきの粟米は父が隠栖の料に宛らる。元禄十一年三月七日采地をあらためて近江国栗本、野洲、高

鳥、甲賀四郡の内になつた、十二月五日致仕す。十二年八月八日死す。年七十五。法名悠遠。妻は杉浦内蔵允正友が女。

とある。父忠吉は七千石を知行し、寛文三年五月六日歿し、川越の源昌寺に葬り、のち浅草の曹源寺に改葬し、これより代々の葬地とする。

○山名伊豆守屋敷

山名家は、元禄一〇年（一六九七）七月一日大名小路の居屋敷と、溝口信濃守重雄の八丁堀下屋敷とを相對替してこの地に移ってきた。東京市史稿市街篇第一三、三三八頁に、元禄一〇年七月朔日屋敷替有りとして

矩豊初義隆、又義照、又知高、又義顯、主殿 山名山名

元禄十五年七月五日、伊豆守矩豊大名小路居屋敷式千七百八十五坪、八丁堀溝口信濃守下屋敷式千四百七拾坪、相對替、願之通被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。  
一寛政呈請  
図。略

とある。山名家はこの地にあること三十四年、享保六年（一七二一）七月に移転し去った。というのは、この年正月八日呉服町から出た火事が大火になつて、この辺から南八丁堀、鉄炮洲、南本郷町にかけて一帯が焼野原となつたからである。『月堂見聞集』に、八丁堀辺の焼失した武家屋敷を列挙して、

北八丁堀松平日向守、鳥井丹波守、本多遠江守、吉良左京、小浜志摩守、同十郎左衛門、木村養雲、中尾徳之助、山名伊豆守、菅沼甚左衛門、日向頼負、伊丹寛右衛門……

と記して、この辺のかなり多くの武家屋敷が焼けたことが知られる。

幕府はこの大火後、火除空地を設ける必要から、何軒もの邸地に上地を命じた。『御府内沿革図書』に、

同六丑年正月此辺類焼後、前書地蔵橋通入堀際神尾市左衛門屋敷并南続町奉行組与力屋敷、同統組屋敷、同所入堀向、山名中務、菅沼新左衛門屋敷迄不<sub>レ</sub>残被<sub>レ</sub>召上<sub>レ</sub>、地所割替有<sub>レ</sub>之云々

と記すから、大掛りな区画整理が行なわれたのである。

○細川越中守

熊本藩五四方石の大守である。熊本は名高い武将加藤清正の居城であったが、忠広の代に御家騒動が起きて改易となり、加藤家は出羽庄内一万石の大名に格下され、小倉三九万石の細川忠利が代つて熊本城主となり、以後代々熊本を知行することとなった。

上屋敷は大名小路にあり、中屋敷は白金と大崎にあった。元禄六年（一六九三）版「江戸大絵図」に、南八丁堀二丁

目の町地の北側に「ホソ川エツ中下」の記入があり、享保五年（一七二〇）の「分間江戸大絵図」に、元禄図にあった越中守邸地は「キラ左京」と改り、細川屋敷は、西側の本田遠江守屋敷の南に移つて、面積も五分の一ほどに縮小されている。

幕末安永六年になつて、越中守屋敷は分割され、「藩邸沿革」に、菊間藩水野家と亀山藩石川家に分割されたことを記録する。

○菊間藩、水野家

旧封五万石。中屋敷、北八丁堀。相對替屋敷書抜、安政六年八月三日細川越中守下屋敷、北八丁堀式千八百五拾八坪余之内、百五拾坪、水野出羽守え（四方相對替）（市四九一八五三）

○亀山藩、石川家

旧封六万石。中屋敷、北八丁堀。坪数五百坪。屋敷書抜、安政六年八月十三日細川越中守下屋敷、北八丁堀式千八百五拾八坪余ノ内、五百坪、石川主殿頭え。（市四九一五一六）

○伊丹寛左衛門

伊丹寛左衛門家は、播磨守伊丹康勝（祿高一万二、五〇〇石）の三男勝重に

起る家である。

勝重幼名長吉、左近、寛左衛門。駿河守。從五位下。

承応二年閏六月二十八日、父の遺領上総国市原郡の内において二六五〇石を分ち賜る。御徒頭、御目付、御勘定頭を経て寄合に列し、貞享元年二月山田奉行となり、同年十二月二十五日、從五位下駿河守に叙任。享保二年七月十五日死す。年八一。

勝友初勝行、勝平、菊平、頼母。寛左衛門。摂津守。從五位下。

宝永元年家を継。この時伊丹に復す。御使番、駿河定番、小普請支配、甲府勤番等を経、宝永三年正月二十七日御使番となり、十二月十九日布衣を着することを許さる。……

正徳元年四月朔日、駿府の定番に移り、三年務を辞し、享保四年六月二十五日小普請支配となり、七年五月十四日眼疾に患るにより務を辞せん事を請といへども許されず、十年六月十八日甲府勤番の支配に転じ、二十三日從五位下摂津守に任じ、九月二十五日務を辞し、十二年五月二日致仕。元文三年十二月十日死す。年七十二。法名真性。西久保の天徳寺に葬る。のち代々の葬地とす。妻は藤堂伊予守良直の養女。（卷五十二七頁）